

入札説明書

大台ヶ原自然再生施設整備工事（1工区）

第 080351 号

吉野郡上北山村大字小椽字大台ヶ原山

令和8年6月

奈良県環境森林部 景観・自然環境課

《目 次》

入札説明書

入札に参加される皆様へ！

くじによる順位の決定方法について

会場周辺地図

入札書（参考）

入札書における失格・無効基準

工事費内訳書（様式２）

工事費内訳書記入例

委任状（参考）

委任状における失格・無効基準

競争入札参加資格確認様式

（様式Ｓ１）競争入札参加資格確認申請書

（様式Ｓ３）設計業務受託者との関連及び経営事項審査結果等を示す書面

（様式Ｓ４）配置予定技術者の資格・工事経歴報告書

（様式Ｓ８）現場代理人報告書

入 札 説 明 書

入札公告に基づく一般競争入札（郵便入札）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

1 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第2に定めるもののほか、次に掲げる条件をすべて満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- (1) **建設業法（昭和24年法律第100号）第7条の規定による入札公告第2の表中「登録業種」に対応する建設工事（以下「登録業種工事」といいます。）の一般建設業の許可又は、第15条の規定による登録業種工事の特定建設業の許可を受けている者であること。**
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 入札書の提出の日から開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更正事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (7) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（直近のもの。以下「経営事項審査」といいます。）について、総合評定値通知書の有効期限が開札の日まであること。
- (8) 過去15年以内に竣工した登録業種工事の元請実績を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」といいます。）の構成員としての施工実績は、共同企業体の代表者として施工したものにあつては出資比率が20%以上、その他の共同企業体の構成員として施工したものにあつては10%以上の場合に限ります。
- (9) 入札公告第2の4に「この工事の入札に係る設計業務の受託者」が示されている場合は、次のア又はイに該当しないこと。
 - ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

イ 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

2 入札方法等

(1) 入札書及び工事費内訳書の提出について

入札書及び工事費内訳書は二重封筒で書留郵便により提出してください。

〔中封筒〕

- ・入札書及び工事費内訳書を入れ封印の処理をする
- ・封筒表面に「工事名、工事番号、一般競争入札入札書在中」と記載する
- ・封筒表面に入札者の住所、名称及び代表者名を記載する

〔外封筒〕

- ・中封筒を入れる
- ・封筒表面に「開札日、工事名、工事番号、一般競争入札入札書在中」と記載する
- ・奈良県環境森林部 景観・自然環境課長宛での親展とする

(2) 提出先

〒630-8501

奈良市登大路町30番地

奈良県環境森林部 景観・自然環境課長

(3) 入札書提出期限

令和8年7月21日（火）午後4時必着

※県庁内で郵便物の仕分けに時間を要する場合がありますので、余裕を持って郵送してください。

(4) 提出期限を過ぎて到着した入札書はいかなる事由があっても受理しません。

(5) 一度提出された入札書等を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

(6) 入札書の名義は本人名義に限ります。

(7) 調査基準価格の110分の100に相当する金額（以下「調査基準比較価格」といいます。）を下回る価格で入札を行う際、低入札価格調査を受ける意向がある場合は、予め、入札書の提出時に低入札価格調査意向確認書（別記様式1）を提出してください。なお、低入札価格調査意向確認書を提出しなかった低価格入札者は失格となります。低入札価格調査を受ける意向がない場合は、入札執行者が定める期限までに辞退届（別記様式2）を次の提出先へ提出してください。期限は、開札日の4日後（奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条に規定する県の休日は含まない。）の午後4時までとします。

提出先：2の（2）のとおり

提出方法：書留郵便

様式ダウンロードページ：<https://www.pref.nara.lg.jp/n133/4426.html>

(8) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(9) 再度入札になった場合は、別途連絡します。

3 開札日時及び場所

(1) 日時

令和8年7月22日（水）午後1時30分

(2) 場所

奈良市登大路町30番地 奈良県庁（分庁舎）6階 建設工事等開札室

(3) 立会について

開札時の立会を希望する場合は所定の時間までに開札場所にお越しください。開札時刻に遅れた場合は、入室することはできません。また、立会人は入札者本人又は開札立会及びくじ引きに係る権限について委任を受けた代理人とし、入室は事業者ごとに1名までとします。代理人が立会する場合は委任状をご持参ください。

入札者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行います。

4 落札者の決定方法

(1) 開札は、立会人の面前で行います。

(2) 開札後に予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、

開札後、落札者の決定については一時保留し、落札候補者に対し競争入札参加資格の確認を行ったうえで落札者を決定し、後日、その結果を閲覧に供します。

また、落札候補者が競争入札参加資格を有していない場合は、この落札者の入札は無効とし、予定価格の制限の範囲内で次に最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とし、

(3) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、「くじ」で決定します。

ただし、落札候補者の決定において、「くじ」を辞退することはできません。入札者本人又は開札立会及びくじ引きに係る権限について委任を受けた代理人が会場にいない場合は、入札執行事務に関係のない職員が代わりに「くじ」を引きます。くじの方法については、別紙「くじによる順位の決定方法について」によります。

(4) 落札候補者の競争入札参加資格を確認できた場合でも、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で次に最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、

(5) 調査基準価格を設定し、調査基準比較価格を下回る価格で入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格調査を行い、入札者全員に対し後日結果の通知を行います。低入札価格調査の結果によっては、最低価格入札者であっても落札者とならない場合があります。

(6) 低入札価格調査意向確認書を提出した低価格入札者は、入札執行者が定める期限までに、「環境省直轄施行委任工事低入札価格制度に係る取扱要領」（以下「取扱要領」といいます。）に規定する書類を開札日から8日以内（開札日を含む。土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を含む。）に入札執行者に提出するとともに、入札執行者が行う事情聴取に応じなければなりません。なお、この事情聴取に応じない場合及び資料が提出されない場合は、失格となります。

(7) 低入札価格調査意向確認書を提出した低価格入札者から、前号の規定に基づき期限までに取扱要領に規定する書類又は辞退届の提出がなかった場合は、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領に基づき入札参加停止等を行います。

(8) 調査基準価格を下回る入札を行った者との契約に係る前払いの割合は、請負代金額の10分の2以内となります。

(9) 調査基準価格を下回る入札を行った者と契約する場合においては、入札公告第2の表中5で定める技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがあります。

す。なお、主任（監理）技術者及び増員する技術者に特例監理技術者を配置することは認めません。

- (10) 調査基準価格を下回る価格で入札を行った者との契約に係る契約保証金の額及び契約解除の場合の違約金を支払うべき額は、請負代金額の10分の3以上となります。また、契約保証金を支払われない場合及び契約保証を受けられない場合は、契約は締結できません。
- (11) 調査基準価格を下回る入札を行った者で契約者となった者は、発注者が行う調査及び資料の提出に応じなければなりません。

5 競争入札参加資格確認申請書等

開札後、落札候補者に対し競争入札参加資格の確認を実施します。競争入札参加資格が確認できない場合は失格となります。この場合、次順位者を落札候補者として競争入札参加資格の確認を実施します。

開札後、落札候補者は、下記により競争入札参加資格確認申請書等を提出してください。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等

- ア 競争入札参加資格確認申請書（別添様式S1）
- イ 設計業務受託者との関連及び経営事項審査結果等を示す書面（別添様式S3）
 - * 経営事項審査の結果における総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの）の写しを添付してください。
- ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴報告書（別添様式S4）
 - * 技術者の資格を証する書面（の写し）及び3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類を添付してください。
 - * 監理技術者を置くことが必要な場合は、競争入札参加資格確認申請書の提出日において有効期限内である監理技術者資格者証の写し（表面及び監理技術者講習修了履歴の記載がある裏面）を添付してください。
 - * 監理技術者等が2つの建設工事を兼務する場合（建設業法第26条第3項第1号、第2号）又は営業所技術者等が主任技術者等の職務を兼務する場合（建設業法第26条の5）は、下記ダウンロードページに掲載している様式を添付してください。
（様式ダウンロードページ）<https://www.pref.nara.lg.jp/n133/68427.html>
- エ 現場代理人報告書（別添様式S8）
 - * 3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類を添付してください。

(3) 提出部数 各1部

(4) 提出期限 入札公告に示す期限までに提出してください。

- * 期限までに提出されない場合は失格となるほか、入札参加停止を受けることがあります。
- * 次順位以降の者が落札候補者となった場合、競争入札参加資格確認申請書等の提出期限は、別途指示します。

(5) 提出方法 持参により提出してください。

(6) 提出書類の作成等

- ア 作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。
- イ 提出書類は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
- ウ 提出書類は返却しません。

6 調査基準価格の算定方法

この工事の調査基準価格は次の算式により設定されます。但し、この式により算出された金額が、予定価格の10分の9.2を超える場合は、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、10分の7.5に満たない場合は、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とします。

$$\text{調査基準価格} = (\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68) \times 110/100$$

7 技術者の配置

落札者は、5の(1)のウに定める資料に記載した配置予定技術者をこの工事の現場に配置するものとします。

工事の施工に当たって、資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等の特別な場合に限ります。

8 現場代理人の配置

落札者は5の(1)のエに定める資料に記載した現場代理人を当該工事の現場に配置するものとします。

9 別に配置を定める技術者

- (1) 調査基準価格を下回る価格をもって契約する場合においては、落札者が、奈良県環境森林部、食農部及び県土マネジメント部の発注工事で、開札の日から過去2年以内に完成あるいは開札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合、入札公告第2の表中5で定める技術者と同様の要件を満たす者を、入札公告第2の表中5に定める要件を満たす者とは別に、専任で1名現場に配置してください。

ア 70点未満の工事成績評定を通知された場合。

イ 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて補修又は損害賠償を請求された場合。但し、軽微な手直しは除く。

ウ 品質管理、安全管理に関し、事業担当課長、出先機関の長もしくは総括監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた場合。

エ 自ら起因して工期を大幅に遅延させた場合。

- (2) この技術者は、施工中は、入札公告第2の表中5で定める技術者を補助し、同様の職務を行うものとします。

- (3) この技術者を求めることとなった場合は、その氏名その他必要な事項を入札公告第2の表中5で定める技術者の通知と同様に事業担当課長に通知してください。

10 その他

- (1) 契約書作成の可否等

要します。落札者は、奈良県契約規則（昭和39年5月規則第14号）第17条第1項の規定に基づき落札後遅滞なく契約を締結するものとします。

なお、本件は電子契約の対象です。電子契約を希望する場合は、落札決定後速やかに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を下記の提出先に電子メールで提出してください。

〒630-8501

奈良県奈良市登大路町30

奈良県 景観・自然環境課 自然公園係

電話 0742-27-7479

メールアドレス shizenkoen@office.pref.nara.lg.jp

また、落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認め

るときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて、下記ダウンロードページに掲載している様式により、入札公告第6の3（4）に記載の契約を担当する部課等へ通知してください。

（様式ダウンロードページ）<https://www.pref.nara.lg.jp/n133/27102.html>

（2）入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求めます。

工事費内訳書の提出は、入札書に同封するものとします。

ただし、再度入札に際しても、工事費内訳書は必要です。

（3）工事費内訳書は、示された全項目に金額を明示し、工事番号、工事名、商号又は名称及び所在地を記載してください。

（4）工事費内訳書は、契約上の権利義務を生じさせるものではありませんが、下記ア～オの場合の入札は失格となりますので、間違いのないように作成してください。

ア 工事費内訳書を提出しない場合

イ 入札書に記載された入札金額と工事費内訳書の「工事価格」欄に記載された額とが異なっている場合

ウ 工事費内訳書の各計及び合計が正しくない場合

エ 工事費内訳書における、各項目の金額を記載していない場合

オ その他記載内容に不備がある場合

（5）設計書の施工経費総括表では、工事費内訳書の「共通仮設費」と「現場管理費」をまとめて「間接工事費」と表示しています。

工事費内訳書では、設計書の「間接工事費」の内訳を確認できるよう、「共通仮設費」、「現場管理費」、「純工事費」を区分して記載することとしています。

（なお、「純工事費」は「直接工事費」と「共通仮設費」の合計額を示しています。）

別表

工事業種	配置技術者の資格（いずれかに該当すること）
土木工事	①土木工事に関し、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。）を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科を修めたもの ②土木工事に関し、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科を修めたもののうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規定（平成6年文部省告示第84号）第2条に規定する専門士又は同規定第3条に規定する高度専門士を称するもの ③土木工事に関し、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後5年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科を修めたもの ④土木工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程（大正14年文部省令第30号）による検定で土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度検定規程（昭和18年文部省令第46号）による検定で土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者 ⑤土木工事に関し10年以上実務の経験を有する者 ⑥建設業法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工又は1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者 ⑦技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者 ⑧これらと同等以上の知識及び技術又は技能を有する者と国土交通大臣が認めるもの

入札に参加される皆様へ！

今回実施する下記工事に係る入札は、低入札価格調査制度を採用するとともに予定価格及び調査基準価格を事前公表しない郵便による一般競争入札です。

開札後、落札の決定を保留し、落札候補者に対し競争入札参加資格の確認を行ったうえで落札者を決定し、後日、その結果を閲覧に供します。

また、競争入札参加資格確認の結果によっては最低額の入札者であっても、落札者とならない場合があります。この場合、落札候補者の次順位者に対し競争入札参加資格の確認を行い、落札者が決定するまで順次調査を実施します。

最低入札価格が調査基準価格を下回った場合は、上記競争入札参加資格を有していることを確認した後、低入札価格調査を実施します。

入札書、工事費内訳書について、次の①から④に従って提出して下さい（これによらない入札は無効となります）。

- ①必ず書留郵便で郵送してください。持参による提出は認めません。
- ②入札書の名義は本人名義に限ります。
- ③提出期限に遅れて到着した入札書は、いかなる事由があっても受理しません。余裕をもって郵送するようにしてください。
- ④入札書、工事費内訳書とも必ず二重封筒の中封筒へ入れてください。

記

- | | |
|-----------|---------------------|
| 1 工事名 | 大台ヶ原自然再生施設整備工事（1工区） |
| 工事番号 | 第080351号 |
| 2. 開札年月日 | 令和8年7月22日（水）午後1時30分 |
| 3. 予定価格 | <u>事前に公表しない</u> |
| 4. 調査基準価格 | <u>事前に公表しない</u> |

5. 留意事項

- 開札の立会を希望する入札者は受付時間までに開札会場へお越しください。

- 開札立会者の受付時間は、午後1時20分～1時30分
- 開札開始時間は、午後1時30分
- 開札開始前に入札者または代理人の確認を行いますので、本人であることを証明できる運転免許書等を必ず持参してください。代理人はその際、委任状を提出してください。
- 入札金額が同額2者以上の場合は、くじによる順位決定を行います。入札者または代理人にくじを引いていただきますが、来られない場合は代わりに入札執行事務に関係のない職員がくじを引きます。
- 入札執行回数は、2回までです。
- 後日、競争入札参加資格確認申請書等に基づき、配置予定技術者等の書類審査を行いますので、落札者の決定は保留します。
- この工事は低入札価格調査制度を採用していますので、最低価格の入札であった場合でも、入札価格が調査基準価格を下回る場合には、当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるかどうかの調査を行った上で、落札者を決定します。なお、総合評価は実施しません。
- 次のような場合は、入札は失格又は無効となりますので注意してください。
 - ①書類のあて先が、「支出負担行為担当官 奈良県環境森林部長 中川 智巨」となっていない場合
 - ②工事名、工事番号、工事場所等の誤字・脱字はもちろん、必要事項が記載されていない場合
 - ③入札金額が訂正されていた場合（訂正印が押されていた場合も含む）
 - ④入札書の封筒に工事費内訳書が同封されていない場合
 - ⑤代理人が立会される場合において、提出された委任状に記載の誤りがある場合や委任者の押印がなされていない場合
 - ⑥入札書に記載される「入札金額」と工事費内訳書における「入札書記載金額」欄が異なっていた場合
 - ⑦工事費内訳書における各工種ごとの金額を計算すれば「入札書記載金額」欄が異なっていた場合（工種ごとの内訳を求める場合においては、種別ごとの合計が当該工種の計と一致しない場合）
 - ⑧工事費内訳書において各項目の金額を記載していない場合
 - ⑨工事費内訳書における「入札書記載金額」欄の千円以下（端数切）を省いて、入札書に記載した場合
- 次のような場合は、開札に立会できませんので注意してください。
 - ①立会者が誰であるかが確認できない場合
 - ②代理人が立会される際、委任状を持っていない場合 等
- ★調査基準価格を下回る金額で契約を行う場合

契約に係る前払いの割合は請負代金額の2／10以内となります。

契約保証金の額及び契約解除の場合の違約金は、請負代金額の3／10以上となります。

監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者を専任で1名配置を求める場合があります。
- その他

代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届出書」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続を行ってください。